# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	ウイルス性肝炎(B型肝炎及びC型肝炎に限る。)の患者に対する医療費の助成に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県のウイルス性肝炎(B型肝炎及びC型肝炎に限る。)の患者に対する医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

岐阜県知事

#### 公表日

令和7年9月29日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	ウイルス性肝炎(B型肝炎及びC型肝炎に限る。)の患者に対する医療費の助成に関する事務				
②事務の概要	〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉 ・情報連携のため、県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。				
③システムの名称	肝炎治療助成システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)				
2. 特定個人情報ファイル	名				
肝炎医療費助成受給者情報	ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する 準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第4項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6項				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8項に基づ 〈主務省令第2条の表165の項				
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	健康福祉部感染症対策推進課				
②所属長の役職名	健康福祉部感染症対策推進課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	個人情報総合窓口 岐阜市薮田南2丁目1番1 058-272-1138				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 岐阜市薮田南2丁目1番1号 058-272-8453				
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	上重点項目評(	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  ボール を		
記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じた	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	・通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	住基ネット及び情報提供システムで情報照会を行う際には、マイナンバー及び4情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。				

9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· <mark>啓発</mark>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えら れる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないことを複数人により確認しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。				

#### 変更簡所

_変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和7年9月30日	  1.特定個人情報ファイルを取	岐阜県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎治療に係る医療費助成に関する事務。 医療費の給付を受けようとする者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、住民票の世帯の所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。	く岐阜県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎治療に係る医療費助成に関する事務> 医療費の給付を受けようとする者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、住民票の世帯の所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。  〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る公費医療費助成の個人番号を含む対象者行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	尹則				
令和7年9月30日	り扱う事務		肝炎治療助成システム、統合利用番号連携 サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネッ トワークシステム、Public Medical Hub(PMH)	事前				
令和7年9月30日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する 規定する 準法定事務及び準法定事務処理者を定める 金金の事	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項に 規定する 準法定事務及び準法定事務処理者を定める 命令の表 第4項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条の第6 項	事前				
	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か		十分である	事前				